

薬物乱用防止教育推進委員会要項

1 ねらい

麻薬、覚せい剤のみならず、危険ドラッグの乱用が急速に拡大しており、若年層における拡散状況は深刻な問題となっている。また、市内の中学生が覚せい剤を使用したとして逮捕された事件があり、これまで各学校で取り組んできた薬物乱用防止教育を見直し、小学校低学年から中学生まで系統的に指導できるように改善を図る。

2 薬物乱用防止教育推進委員会の組織について

委員会は、教育長、学務課長、指導室長、指導室指導主事、市教育研究会学校健康部長、同副部長、養護教諭部会のほか、教育長が指名する教職員によって構成する。

教育長は、必要に応じて専門的知識を有する者も参加させることができる。

3 活動内容

- 小学校低学年から中学生までの薬物乱用防止教育を系統的に実施できるプログラムを作成する。
- 薬物乱用防止教育プログラムを全小中学校で共有し、実際の授業で活用する。

4 薬物乱用防止教育プログラムの作成について

- (1) 学年別薬物乱用防止教育プログラムで身につけさせたい力を明確にする。
- (2) 学年別に活用できる指導内容を作成する。
 - ① 東京都南多摩保健医療圏の薬物乱用防止プロジェクトチームが作成した、「学年別薬物乱用防止教育プログラム」を活用する。
 - ② 視聴覚教材や教材の活用状況について情報交換をして一覧表にする。
 - ③ 保護者向けの啓発資料を作成する。
- (3) 薬物乱用防止教室で活用できる講師等の人材バンクを作成する。

5 薬物乱用防止教育プログラムの実施と検証について

- (1) 今回作成した薬物乱用防止教育プログラムを基にした授業行う。
- (2) 授業日に欠席した児童生徒にも、もれなくプログラムを実施する。
- (3) 年度末、薬物乱用防止教育プログラムについての授業実施調査、アンケートを実施し検証を行う。